

交通事故の傷害と相当因果関係について

平成29年3月17日

担当：脇

第1 事案の概要

停止していたX車両に、Y車両が停止せずに衝突したという態様の交通事故事件。

Xは、本件事故により、頸椎捻挫、腰椎椎間板ヘルニアの傷害を負った。

上記傷害に基づく損害について、Xが損害賠償を請求したところ、Yは、「骨折が起こる程度に強い外力が加わらない限り、1回の負荷で椎間板突出が起こることはありえない。今回の事故ではXに骨折が生じていないことから、強い外力が作用したとは考えられない。したがって、今回の事故の衝撃によって、Xが腰椎椎間板ヘルニアの傷害を負ったとは考えにくい」として、本件事故とXの腰椎椎間板ヘルニアとの間には相当因果関係がないと反論した。

第2 争点

本件事故とXの腰椎椎間板ヘルニアとの間に、相当因果関係が認められるか否か。

第3 判例の検討

1 参考裁判例

別紙添付

2 判断基準・考慮要素

(1)判断基準

法律的には、①事故前には無症状であった被害者が、②事故後に発症したという場合には、事故と症状との因果関係は、別途反証がない限り、「一応の推定」を受けると解すべきである。

患者の症状が事故によるものか経年性のものかを認定するためには、事故前の患者の症状の有無等に依拠して総合判断せざるを得ない。

(平成14年6月11日神戸地裁平11(行ウ)3号)。

(2)考慮要素

椎間板障害の発生原因として考えられるものが、本件事故以外にないこと
本件事故態様により・・・頸椎椎間板ヘルニアを発症することが、特段不自然・不合理と言えないこと

椎間板ヘルニアを含む既往症、痛みやしびれ等がなかったこと 等

第4 本件の検討